

神戸市長 宛

神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター 画像利用許諾申請書

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） （〒 ー ）		
氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）		
担当者	(Tel)	(FAX)
	(E-mail)	

神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクターの画像の利用について、以下のとおり申請します。

利用する画像	<input type="checkbox"/> ワケトン <input type="checkbox"/> ワケニャン <input type="checkbox"/> ワケヘン <input type="checkbox"/> ワケピー <input type="checkbox"/> ヤラヘン <input type="checkbox"/> トコトン
利用方法	<input type="checkbox"/> 印刷物への掲載 (掲載する印刷物：) <input type="checkbox"/> HPへの掲載 (HPアドレス：) <input type="checkbox"/> その他 ()
利用目的	
利用期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 () ~ 年 月 日 () <input type="checkbox"/> その他 ()

【注意事項】

1. キャラクター画像は、市のごみ問題その他環境問題に関する啓発活動の目的で利用するものとする。
2. 利用目的・内容・時期（期間）等が分かる書類（企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等）を添付すること。
3. 営利・販売を目的として利用しないこと。
4. 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉していると誤解させるおそれがあると認められる利用をしないこと。
5. キャラクター画像の改変、類似画像の作成、及び第三者によるキャラクター画像に係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。
6. 利用期間が終了したときは、速やかにキャラクター画像の利用を中止し、並びにキャラクター画像の複製物の廃棄及び回収に関する市長の指示に従うこと。
7. その他、「神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクターの画像に係る利用許諾に関する要綱」、「キャラクター画像利用の手引き」の規定及び利用許諾書の条件を遵守すること。

裏面「神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクターの画像に係る利用許諾に関する要綱」、「キャラクター画像利用の手引き」の規定及び利用許諾書の条件を遵守し、規定及び条件に違反した場合には、許諾の取消し等を受けても異議はありません。また、その場合は速やかにキャラクター画像の利用を中止し、並びにキャラクター画像の複製物の廃棄及び回収に関する市長の指示に従うことを誓約いたします。	
申請者氏名 （法人にあつては、名称及び代表者名）	（自署）

(裏面)

神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクターの
画像に係る利用許諾に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター(以下「キャラクター」という。)の画像に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第63条に基づく利用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター画像)

第2条 この要綱においてキャラクターの画像(以下「キャラクター画像」という。)とは、次の各号に掲げるものの基本デザイン及びその展開デザインとして市長が定めるものとする。

- (1) 様式第1号によるワケトン
- (2) 様式第2号によるワケニヤン
- (3) 様式第3号によるワケヘン
- (4) 様式第4号によるワケビー
- (5) 様式第5号によるヤラヘン
- (6) 様式第6号によるトコトン

(利用の許諾)

第3条 キャラクター画像の利用の許諾を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、様式第7号による神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター画像利用許諾申請書(以下「許諾申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出し、市長の許諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公益上の観点から市長が適当と認める者にあつては、許諾申請書の提出を要しない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許諾をしない。

(1) 申請者又はその役員(相当の責任の地位にある者を含む。以下同じ。)が暴力団員、暴力団関係者その他反社会勢力に係る者(以下「暴力団員等」という。)であるとき

(2) この要綱又はこの要綱に基づく指示を遵守しないおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその利用を不適當であると認めるとき。

4 市長は、第1項の許諾にキャラクター画像の利用に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

5 市長は、キャラクター画像の利用を許諾したときは、様式第8号による神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター画像利用許諾書を申請者に交付するものとする。

(許諾の変更)

第4条 前条第1項の規定による許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許諾に係る事項を変更しようとするときは、様式第9号による神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター画像利用許諾内容変更申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

2 市長は、許諾に係る事項の変更を許諾したときは、様式第10号による神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター画像利用変更許諾書を利用者に交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 利用者は、キャラクター画像の利用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

(1) キャラクター画像について、次に掲げる利用その他許諾を受けた内容と異なり、又はその条件に反する利用をしないこと。

ア 本市の品位を傷つけ、又は本市のごみ問題その他環境問題に係る市民の理解の妨げになるおそれがあると認められる利用

イ 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等しているとの誤解させるおそれがあると認められる利用

ウ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる利用

エ 本市のごみ問題その他環境問題に関する啓発活動の目的以外の目的又は営利若しくは販売を目的とした利用(市長が特に認める場合の利用を除く。)

(2) キャラクター画像の利用に関し、本市又は第三者に損害を与えないこと。

(3) キャラクター画像の改変をしないこと。

(4) キャラクター画像を表示する同一面上に「©神戸

市」又は「©kobe city」及び許諾番号を表示すること。

(5) キャラクター画像を利用する権利の全部又は一部を譲渡し、転貸し、又は担保の用に供しないこと。

(6) キャラクター画像の類似画像の作成、第三者によるキャラクター画像に係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。

(7) 許諾を受けたキャラクター画像を利用した物件を直ちに提出すること。ただし、物件の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(8) 利用者又はその役員が暴力団員等となり、又は暴力団員等をその役員に就任させないこと。

(利用期間)

第6条 利用者がキャラクター画像を利用できる期間は、1年以内で市長が定める期間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許諾料等)

第7条 利用に係る費用は、無料とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市長が定める額の契約保証金を納付させることができる。

(事故発生時の報告義務等)

第8条 利用者は、キャラクター画像の利用において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちに市長に対し報告し、その指示を受けなければならない。

(調査等)

第9条 市長は、キャラクター画像の利用に関し必要があると認めるときは、利用者に対し報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 利用者は、前項の規定により市長から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は市長から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(許諾の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許諾を取り消し、許諾内容を変更し、又はキャラクター画像の利用の制限をし、若しくは利用の停止をすることができる。

(1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。

(3) 公益上やむを得ない必要が生じたときその他キャラクター画像の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその利用の継続を不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づく許諾の取消し、許諾内容の変更又はキャラクター画像の利用の制限若しくは利用の停止により利用者を生じた損害については、一切の責任を負わない。

(利用終了後等の措置)

第12条 第6条の規定による利用期間が終了した者若しくは前条第1項の規定に基づく許諾の取消しを受けた者は、速やかにキャラクター画像の利用を中止し、並びにキャラクター画像の複製物の廃棄及び回収に関する市長の指示に従わなければならない。

(損害賠償請求)

第13条 利用者は、キャラクター画像の利用に関し、利用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第14条 この要綱に関連して生じた紛争については、本市の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とする。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後(以下「施行日」という。)の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。